

教育厚生委員会会議録

日時 平成24年7月3日(火) 開会時間 午前10時05分
閉会時間 午前11時34分

場所 第4委員会室

委員出席者 委員長 土橋 亨
副委員長 桜本 広樹
委員 臼井 成夫 清水 武則 望月 清賢 保延 実
前島 茂松 仁ノ平尚子 久保田松幸

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

教育次長 岩波 輝明 総務課長 秋山 孝 スポーツ健康課長 相原 正志

議題

県が出資している法人の経営状況について

審査の結果 公益財団法人山梨県体育協会について、閉会中も継続して審査審査を行うことと決定し、閉会中の継続審査の方法については、現地調査により実施することと決定した。

また、現地調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、平成24年7月下旬に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。

審査の概要 午前10時5分から午前11時34分まで(その間、午前11時26分から午前11時27分まで休憩をはさんだ)公益財団法人山梨県体育協会関係の審査を行った。

主な質疑等 公益財団法人山梨県体育協会関係

質疑

桜本副委員長 公益財団法人になって、特別会計、一般会計、特別会計5つから、3つの会計基準に変わっているわけですが、こちらの定款等の中に、その辺の変更というものがあったんですか。

相原スポーツ健康課長 会計項目の変更については、定款等のところにはございません。

桜本副委員長 変更がないというのは、どういう意味で必要がないのか、説明していただけますか。

相原スポーツ健康課長 山梨県公益財団法人定款の中に、会計項目としてこういう項目を上げますと、またそれを変更する手続についてはこうですという部分については見当たらない。会計項目については、これとは別途、体育協会のいわゆる事業運営上の都合により5項目に分け、会計処理していると理解しております。

- 桜本副委員長 ちょっとそこを、後ほど、確認いたします。
基本的なことでお聞きしますが、理事の人数、評議員の人数の規定については、どこかの規定によって影響されている人数なんでしょうか。どういう目安の中の理事と評議員の基準なんでしょうか。
- 相原スポーツ健康課長 評議員につきましては、定款の中の第11条に規定してございまして、その法人評議員60名以上95名以内という規定になっております。さらに、理事につきましては、定款の第20条、理事20名以上35名以内ということで、監事についてはさらに2名ということで、定款の中では規定をされております。
- 桜本副委員長 私がここで指摘しているのは、こういう時代に、いろいろな組織の縮小だとか効率化を図る中で、組織体を縮小しようという空気が非常に多く出ている、会計基準等の変更にも伴い、わかりやすくするような、会計的にもそういう努力がある中で、例えば役員の理事の20から35人とか評議員の人数というのは、何か法律だとか準則だとか、そういったものに基づいて影響されているのか。そうでなければ、そういった総数の見直しなんかも必要ではないのか。その人数の基準というのは、どんなところから上がってきているのか、お聞きいたします。
- 相原スポーツ健康課長 今、ごらんになっていただいたように、範囲の中で決められております。ということは、財団法人山梨県体育協会として、運営上、必要な意見集約、もしくは調整、そういうものも含めまして、実態的に選出した結果、それだけの人数になっていると理解しております。
- 桜本副委員長 そういった意味ではなくて、例えば体協が幾つかあって、各市町村から体育協会として会長さんが入っているとか、競技種目が幾つかあって、そこの代表から1人選んでいるとか、そういった具体的な根拠はありますか。また、評議員が20人から何十人と数字がただ単に決まっているのであれば、今の組織の効率化という形で人数をもう少し少なくしたほうがいいんじゃないかという考えに基づいて、何か根拠となる数字があるのかどうかということをお聞きしております。
- 相原スポーツ健康課長 評議員、理事につきましては、評議員選定委員会というところがございまして。その中で、評議員1名、監事1名、事務局員1名、外部委員2名、計5名におきまして、いわゆる評議員等についての審査を行っております。県側からの基準として何名ということではなく、評議員選定委員会の意見を踏まえた中で、数についても決定していると考えております。
- 桜本副委員長 その評議員選定委員会ですが、それはどういう基準で決めているんですか。細かくそう言っていけば、段階を追ってどこが最終的に決めていると。その最終的に決めているところは何の基準によって決めているのか、最終的にはそこで出てくるわけですが、そこをお答え願えますか。
- 相原スポーツ健康課長 評議員の選定委員会の委員をどのように決めているかということについては、すみません、今、資料がないので把握できておりません。ただ、例えば評議員等については、82名いるということにつきましては、各競技団体及び市町村体育協会及び学校体育団体等が加盟団体になっておりますので、それがトータルで82団体となっております。そういう関係から、評議員の数と競技加盟団体の数とが合っているということですから、その辺のところから、各加盟団体等から1名という

ことで推薦をしていただいているような形になっているのではないかと想像できますが、細部についてはデータを持っておりません。

桜本副委員長 その辺のことを、ここの段階でなくても構いませんので、その根拠、例えば82の加盟団体は何があるのか、その中からこういった方が選ばれているとか、そういったものが出てこない、その評議会の中からこの20数人の理事が選定されるわけですから、そういった流れもよくわかりませんし、その辺がわかるようにしていただきたいということに対してはいかがでしょうか。

相原スポーツ健康課長 今の御意見踏まえまして、私どものほうでそれについては調査をして、データをそろえておきたいと思います。

桜本副委員長 先ほどの事業報告の中で、事業の目的、この定款の中では、例えば第4条の中に、この法人はということで(1)から(12)まで出ていると思うのですが、この書き方を、今の事業の報告をこの並びに、1の生涯スポーツの振興を図ることに対して事業報告で並べる。あっちへ行ったり、こっちへ行ったりというように事業報告が非常にわかりにくくなっているのですが、次回からのそういった書きかえとか、報告書を丁寧に、この順番に戻すということについてはどのようにお考えでしょうか。

相原スポーツ健康課長 事業報告については、特に事業概要説明書の中の順番について、ルールとしてどのような順番で並べるべきであるのかということは、すみませんが承知しておりません。定款との並びとして事業報告説明書を合わせておいたほうが良いということであれば、私どものほうでも検討させていただきます。

桜本副委員長 引き続き、来年度から会計のあり方が変わってくるわけですね。それについても、公益目的事業と収益目的事業を分ける。計画もですね。その点についてもいかがでしょうか。

相原スポーツ健康課長 収益目的事業の部分については、サービス事業会計というところがあると思いますが、基本的にはそれが収益目的事業ということで、その他の会計の部分については、すべてが公益目的事業と理解しております。

桜本副委員長 もう一度、説明をお願いいたします。

相原スポーツ健康課長 先ほどの経営状況説明書の604ページに、先ほどもちょっと触れましたけれども、正味財産増減計算書総括表というのがございます。ごらんになっておわかりになるように、会計は一般会計から見舞金特別会計までございます。その中で、いわゆる収益事業と言われている部分については、サービス特別会計のところ相当すると考えておまして、サービス特別事業会計の中身は、レストラン事業とか、もう1つ、自動販売機の手数料とか、そういうものを扱っている部分でございます。我々が委託しております指定管理業務、もしくは補助業務、そういう部分以外の体協が独自で企画してあるいわゆる収益目的の事業だという部分が、サービス特別会計のところに記載してあるというところがございます。

桜本副委員長 それでは、私が言った2つの公益か、収益かということについては、684ページの利用環境・効率の向上というようなものが収益で、あとのものは公益だと、そういった見方でよろしいでしょうか。

相原スポーツ健康課長 おっしゃるとおりでございます。

桜本副委員長 そうであれば、例えば括弧でもつけて、ここからは公益事業ですよ、こここの部分は収益事業ですよと、わかるように整理して提出するというのもやり方ではないでしょうか。

相原スポーツ健康課長 御意見を踏まえまして検討させていただきます。

桜本副委員長 では、よろしくお願ひします。
続いて、公募債とか、要するに債権等が出ているんですが、どのような分け方をされているのか、説明してください。

相原スポーツ健康課長 中身とすれば、公債の分け方につきましては、第248回利付国庫債、273回利付国庫債ということで、それぞれの国債、ニュージーランド銀行債、そのようなことで、いわゆる銀行債、国債等に分けて管理しているということです。

桜本副委員長 公的な中で投機的、投資的なものというのは、ある程度、制約される部分もあるかと思いますが、今のところ、評価損益を見ると順調に推移をしているというような数値の見通しは判断できるんですが、その辺の基準として、どんなものまでオーケーなのか、こういったものは投機的なものが強いとか、例えば基準みたいなものがあるのでしょうか。

相原スポーツ健康課長 体育協会の資金運用規程というのがございます。その中で、運用の基本方針の項目のところに、元本回収及び確実な方法で運用を行わなければならないと記載されておりますので、いわゆるリスクの高い金融債のようなものについては、基本的には扱わないということになっております。

桜本副委員長 今、規程集云々が話に出たんですが、この全体の中で、規程集というか、そういったものはどんなものがあるのでしょうか。そういったものをある程度出していたかかないと、我々にも全然見えない部分があります。ちょっと話がずれてしましますが、例えば出張する場合の旅費規程だとか、いろいろな規程集があると思います。そういった部分も含めてどういうものがあるのか、示していただけますか。

相原スポーツ健康課長 どのようなものがあるのか、すべてのものを把握しているわけではありませんが、少なくとも、給与規程、旅費規程、いわゆる人事管理に関するものについてはございます。あとは、今、申し上げました、資金管理の関係の資金運用規程、業務上の管理運営に伴う規程等もあるとは思いますが、具体的にすべて、幾つあつてということは把握しておりません。

桜本副委員長 また提出していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

相原スポーツ健康課長 体育協会のほうも公表していると思いますので、体育協会からいただけるものであればいただき、お示ししたいと思います。

桜本副委員長 よろしくお願ひいたします。
今この話題に戻りますが、資金運用規程についてはどなたが担当しているのでしょうか。

相原スポーツ健康課長 資金管理を担当しているのは総務課だと理解しておりますので、総務課の担当者が把握していると考えております。

桜本副委員長 この問題は、いろいろな資金の運用的なものがうまく行っているときはいいのですが、失敗したときということを考えると、非常に大変なことにつながるものだと思います。その中で、総務課の方は、指南役というか、どこを相談先にしているのか、そういったことまで把握されていますか。

相原スポーツ健康課長 把握しておりません。

桜本副委員長 この金額を見ると、例えばオーストラリア債が、第1回が1億円、第2回が5,000万円、公募債等々もあるんですが、そういったところは、大きい金額なので、県としてもやはり一番関心を持たなきゃならない。例えば現金の問題としても、毎日、事務所の中で扱える金額は幾らだとか、金額を扱う場合には二重、三重のチェック、要するにサインが必要なんだとか。こういった資産の運用をする場合にも、どこのだれがやっているのかわからない、どういう規程でやっているのか、ただリスクの部分だけチェックする部分があるんだよという非常に不明確な部分が多いと思うのですが、そういった点に、もう一度、視点を合わせていく考えはありますか。

相原スポーツ健康課長 先ほども説明しましたように、経営評価委員会にかける前に、体育協会の経理につきましても、所管部局で検証することになっておりますので、基本的には、そこでの確認というのは手続上はできると思います。ただ、どの範囲まで、またはどの程度深く検証するかという部分については決まった手続はございませんけれども、そういう部分ももちろん含めて検討することは可能だと思います。

ただ、体育協会は、ことし4月から公益法人となりましたので、それなりの理事会及び監事及び評議員もいらっしゃいますので、そういう方々が、当然のことながら、そういう部分についての運用上の問題についても審議しているということの中で、県がどこまでかかわるかという部分については、そういう審議の状況なども見ながら検討してまいりたいと思っています。

桜本副委員長 ここで、例えば帳簿価格が時価約7億円弱のものが出ている。今のところはプラスで移行していますが、マイナスになったときに初めてどうするんだという議論をするのでは遅いと思います。プラスのときだからこそ冷静に見れる、今、そういう重要な時期ではないでしょうか。これがマイナスになってから、じゃあどうするんだということでは、マイナスで消えたものはもう取り返しがつかない。その辺の認識についてはいかがでしょうか。

相原スポーツ健康課長 資金運用上の失敗によってマイナスになることももちろんあるわけですが、第一義的には、それは基本的には公益法人財団の資金運用の問題ということだと考えております。もちろん管理監督者としての責任もあるわけですが、基本的にそういうリスクは公益法人が負うという原則でありますので、こういうものを買ったほうがいいんじゃないかという細かな部分での指導については、そこまではどうかなと私どもは考えています。

桜本副委員長 公益法人がリスクをしょうんだからそれでいいやということは、結局、返っていく先は県民じゃないですか。だからこそ、こういった委員会を設けてけんけんがく

がくやりながら、そういったリスクを負わないようにやっていこうじゃないかということが、この会じゃないんでしょうか。それはちょっと認識が足りない言い方だと思いますが、いかがでしょうか。

相原スポーツ健康課長 その件については、先ほども申し上げましたように、資金運用規程の中で、リスクが伴わない金融債を購入するという原則に基づいて体協が運用していると私どもは理解しております。ある意味、そういう部分での管理というのはもちろん把握すべきだと考えておりますが、制度として、その方針として、元本保証のあるものを買うんだと、体協のほうはおっしゃっているわけですので、そういう点での信頼という部分もあるかと思えます。

桜本副委員長 それでは、運用しなきゃならない理由というのはどこにあるんでしょうか。

相原スポーツ健康課長 体協が内部留保してあります資金については、県から受託事業を受けておりますので、そういう意味からすると、その部分については県のお金も入っているんだと言われればそういうことだと思います。ただ、その部分については、説明が十分かどうかわかりませんが、体協が自己の責任に基づいてやっている部分だと理解しております。

桜本副委員長 スポーツを中心とする公益法人が運用益を図って、それを何にプラスにするんだということが理解できないです。どうなんですか。

岩波教育次長 ただいま申し上げましたように、体協、基本財産4億4,000万円ほど、内部留保金が2億円ほどございまして、やはりアドバイザー、それから経理評価委員からも、自主財源、自前の資金を充足をして、独自の体育振興、地域スポーツ振興等の業務ができるようにという御指摘もいただいているところであります。そうした中で、安全に運用するということを第一義におきまして、したがって、先ほどの資金運用規程の元本保証ということで、国債とか社債でそういった運用をされている。一部、外国債につきましては、為替のリスクということがありますが、その為替管理の部分については、業者の方も十分に入っていると思います。これは先ほどのように、追ってお話をさせていただきますが、そういった方と連絡をとりながら、できるだけリスク管理をして進めているということでございます。体協の自主事業を充実していくために、自主財源を確保するということが運用の目的ということでございます。

桜本副委員長 出資法人の経営評価の結果概要の所見のところ、こう書いてあるんですよ。施設管理における受託収入が中心となっているが、積極的に自主企画事業を実施するなど、ここを中心として、その後、自主財源の確保にも引き続き取り組みなさいよと言っているわけです。資金を運用をして自主財源確保に努めなさいなんてことはどこにも書いてないですよ。

これは、あれだけの施設、スペース、競技場をたくさん持っているわけですから、知恵を絞ってあそこに人を集めて、使用者負担をできるようなものを数多くして、その中の運用益などを広めていって、それを自主財源としていけという見方だと思うのですが、この辺についてはどういうふうに理解されていますか。

相原スポーツ健康課長 今、おっしゃったとおりだと思います。基本的には、もうかった分についてはいわゆる公益事業、体協の設立目的からすると、スポーツ振興事業に充てていくというのが原則でございます。そういうものの中から、自主財源が確保できるよ

大体稼働率が低いわけですが、そういう時間帯における稼働率を上げるために、例えばメールマガジンによるあき状況を送信するというような提供を行ったり、または、主婦や学生を対象といたしましたスポーツ教室やスポーツイベント等を開催するなど、各施設稼働率を高める取り組みを行っております。

久保田委員 わかりました。

次に、サービス向上のために利用者の声を聞くことが大切ですが、アンケート調査などを行っているんですか。

相原スポーツ健康課長 指定管理者からは、年に一度、そういう利用者からのアンケートをとって、それも1つの経営方針に反映させるということになっております。具体的には、外灯をふやしてほしいというような施設に対する要望、もしくは飲食物の販売を充実してほしいという利用者サービス向上への要望などがあります。

久保田委員 県民の皆さんに利用してもらいますので、そういうアンケートの要望等もお聞きしながら、検討していただきたいと思います。

次に、これが一番大事なんです、施設利用をする際、予約手続が煩雑で、利用したいけれども混雑していてあまり利用できないという話を聞いていますが、どのように利用者を決めているのか、教えてください。

相原スポーツ健康課長 施設利用の予約につきましては、窓口で直接行か、または電話でも予約ができます。また、一部の施設ですが、インターネットでも予約が可能となっております。こういう利用手続についてはごく一般的なものではありますが、体育協会が管理しております競技場等の施設につきましては、一般の方でも可能ですが、施設によっては全県規模以上の大会や団体、学校などが行うスポーツ大会等を優先するという調整も行っております。できるだけ多くの方が利用できるように、公平性を持った対応をしてみたいと考えております。このことにつきましては、御理解のほどよろしくお願いいたします。

久保田委員 その説明はよくわかるんですが、特にサッカーの会場がないので、南アルプス市のスポーツ公園の陸上競技場の芝生部分への申し込みが多くて、中巨摩地区は陸上競技が盛んですけれども、逆に巨摩高あるいは中学の陸上競技の練習ができないと聞いております。その原因は何ですか。

相原スポーツ健康課長 陸上競技場の芝生の部分につきましては、ヴァンフォーレ等のクラブチームが使っていたり、大規模な大会で使うケースが想定されます。1回使うと、やはり芝生がはげたりということがあって、メンテナンスするための期間が必要です。そのため、どなたにも利用できないという期間がございます。これは、やはり施設の質を保つための手段でありますので、御理解をいただきたいと思っております。

久保田委員 最後に、県有施設の有効利用をし、利用者をさらにふやしていくためには、丁重で親切な対応など、利用者へのサービスの向上が大切ですが、県の御所見を伺います。

相原スポーツ健康課長 体育協会におきましては、効率的、安定的な経営を行っていくということがもちろん必要でありまして、そのためには、質の高いサービスの提供は絶対に必要だと考えております。施設を気持ちよく使っていただくために、職員研修などを通じまして、コスト意識やサービス精神を養えるような職員の育成と組織体制の確

立に努めていきたいと考えております。

久保田委員　　そういうサービス向上、あるいはいろいろな対応をしていただいて、さっきも言いましたけれども、県の出費が少ないように頑張っていたいただきたいと思います。

仁ノ平委員　　2点教えてください。
ピンクのファイルの最終ページに評価結果というのがあって、おおむねよい成績で、総合評価もAとなっていますが、効率性のところだけ、62.5という数字は悪くはないのですが、ここだけの落ち込みが気になります。効率性とは何で、どうしてこれだけこのような低い評価なのか、ちょっと御説明ください。

相原スポーツ健康課長　　具体的に言いますと、効率性で指摘されている内容は、人件費の抑制、管理費の抑制、こういう部分がまだ少し足りないということでございます。人件費の部分につきましては、職員構成が非常にいびつな構成になっていまして、51歳以上が、今、38%という状況になっております。そういう部分での、人員構成の平準化を図るといことが求められておりまして、この点からのマイナスだというふうになっております。

その他、管理費の部分につきましては、光熱水費等の縮減ももう少し可能ではないかという意味で、効率性の部分については低い点数になっております。

公益法人ではありますが、指定管理料に相当頼っている部分がございますので、なるべくそういう部分での縮減を図るといことは、ずっと求められてきているところでございます。

仁ノ平委員　　わかりました。よく把握されていることもわかりました。すぐに変えられるところと、また難しいところもあろうかと思いますが、御努力をお願いしたいと思います。

もう1点ですが、例の消防協会の会計で使途不明金の問題が出まして、いろいろな県関係の協会の会長をたくさん知事が兼ねているのはいかかなものかという論議があり、知事御自身も記者会見で見直しを、自分がすべてを把握できないものについては、今後、精査していきたいという発言もあったと思います。

体育協会の会長については、どのような考え方で、今後、会長職を考えられるのか、検討状況などもここでお話いただければありがたいと思います。

相原スポーツ健康課長　　体育協会の運営につきましては、知事が会長になっております。特に、知事に会長になっていただいている意味は、体育協会の中で、スポーツ振興事業の中では、特に国体の派遣とか、選手強化の部分については、どちらかという、体育協会よりも県業務だと考えておりまして、前から委託ということでお願いしているところがあります。そういう意味から、向こうで行っている事業について、県との調整を図るとい意味で、会長が知事になっていると理解しております。

そういう観点からすると、今のその部分については変わっておりませんので、そういう考え方でよいのではないかと私は思っております。

前島委員　　体育協会の基本的な仕組みというのは、御承知のように、会計全体はそれぞれの発生する事業費に応じて、補助金収入を受領している仕組みになっているわけです。それが主な内容になっている。そういう状況の中で、今、仁ノ平委員も言ったんだけど、知事が会長になられているという点で、担当の職員の人たちは、この補助金だとか、委託料だとか、こういうものについてシビアに取り組んでいく姿勢が常になければいけないと、私は思っています。

今年の決算の総括表を拝見しまして、経常収益計が総計で11億4,000余万円です。経常費用計が10億9,000余万円ということになっているわけです。今、桜本委員からも、基金の運用の500何がしかの問題について、おかしいじゃないかという御質問があったんだけど、それはそれとして、基金運用でそうなっていると。経常収益の内訳を見ると、受取補助金が8億7,000余万円です。使用料収益がその次で1億7,000余万円、3番目が事業収益で5,700余万円。そして、今、お話が出た基金運用金が500余万円。これが主だった収益です。

逆に、今度は経費の経常費用計の10億9,000余万円を見ていくと、1番が管理費です。管理費が8億900余万円、2番目は団体運営費8,700余万円、事業費の4,000余万円という順序だと思います。

そこで、施設管理特別会計は特に管理費として支出されている金額が非常に多いわけですから、県としてはこの支出の妥当性に対して、常に反復してチェックをしていくという努力が必要だと思うのですが、そのチェックをしていく仕組みは一体どうなっているのかということ、聞かせてもらいたいと思います。

もちろん監査委員会というのがありますけれども、その前のいわゆる行政としての取り組みは、まずどういうふうな仕組みをつくられているかどうかということをお聞きしたいです。

相原スポーツ健康課長 先ほど申しましたように、体協のほうで事業を行ったその結果につきましては、事業報告等も含めまして、所管課であるスポーツ健康課が中身の検証を行っております。その中で、例えば事業費の部分について、どのようなところに幾らで委託しているのかという部分も含めまして、その辺のチェックはしております。

前島委員 先ほどもちょっと意見が出たんだけど、そういう中で、サービスの活性化の問題とか自主事業の展開ということについて、最近の取り組みとして、どんな点に力を入れているのか、この点も聞かせてもらいたいと思います。

相原スポーツ健康課長 自主事業につきましては、もちろんサービス向上ということを前提に企画を組み立てていくわけですが、もう1つの理由としては、自主事業をやっていくことによって、体協そのものが財政的に力をつけるという部分もあるわけです。力をつけるという意味は、スポーツ振興事業を計画する上で飛躍できる資金として考えております。そういう意味からすると、スポーツ振興事業にサービス事業ということも絡めました計画をやっていくべきだと思っています。

前島委員 御苦労いただいているので、別に深く掘り下げてということではありませんが、今、課題と思われまは、スポーツ振興特会の基金を含めて、各年度の体育協会の予算は莫大な金額でございますから、そういう点では常に、繰り返すようですが、妥当性だとか適正というのは、県行政の管理ということに意を注いで、しっかりと間違いのない財政運営をきちっとやっていただきたい。その点を要望させていただきまして、質問を終わります。

望月委員 参考資料の12ページにいろいろと、所見、総合評価所見に対する対応等々があります。県でも、出資法人につきましては、毎年、経営評価がされておりますけれども、これについてどのような手順で行われているのか、お尋ねいたします。

相原スポーツ健康課長 経営評価につきましては、平成19年度から前年度の事業費総額が1,000万円を超える出資法人を対象に、その結果を公表しております。中身につきましては、各出資法人において、自分のところで立てました経営計画についての評価を

まず行います。その後、所管部局で評価の検証を行います。その後、経営評価委員会のほうで分析・評価を行いまして、経営評価アドバイザー会議、これは専門的意見を聞く会計専門者、会計の専門家などがメンバーになっておりますが、そういうアドバイザー会議により審査を経た上で、最終的には経営評価委員会でその評価を決定してまいります。その後、その評価に基づきまして、各所管部局におきまして対応を検討し、それを公表していくという流れになっています。

望月委員 体育協会でも、昨年の総合評価ランクはAでありますけれども、経営評価はどのような方法をもってやられているのか、教えていただきたいと思います。

相原スポーツ健康課長 先ほどもちょっとお話に出ましたが、経営評価結果はAランクとなっております。経営状況は健全であるという評価を受けておりますが、評価の項目といたしましては、目的適合性、計画性、組織運営の適正性、財務状況、効率性の5つを評価視点と設定しておりまして、そのほか、借入金の返済能力だとかも含めました36項目の評価指票により、評価をしているところでございます。

望月委員 経営評価の結果がAランクということで、先ほど仁ノ平委員からも話が出ましたけれども、合計得点率が75%以上ということのようです。経営が安定しているということだと思えますけれども、それぞれの団体には常に経営上の何らかの問題点があるんじゃないか、また、改善の課題があるんじゃないかとも思うところであります。これらについて、どのような課題があるのかお聞かせ願います。

相原スポーツ健康課長 経営評価では、経営状況は健全であるとされておりますけれども、収入面では、施設管理における受託収入が中心となっております。先ほどからのお話の中で、収入とすれば指定管理料がかなりの部分を占めております。そういう部分を含めまして、なお、それに頼った経営をしてはいつまでたってもよくないということで、今後につきましては、今までもそうだったんですが、積極的に自主企画事業を計画するなど、引き続き自主財源の確保ということが第一に考えられます。体協も、今、指定管理者ではありますけれども、黙っていても将来まで指定管理者でいられるというシステムにはなっておりません。そういう意味での厳しい環境の中での対応というのが、今後もさらに求められていくのではないかと考えています。

望月委員 ただいま、自主財源等々、課題が幾つかあるとお聞きしましたけれども、その課題について、今後、どのような対応を具体的にされていくのか、お尋ねします。

相原スポーツ健康課長 収入面におきましては、施設の稼働率を上げて、使用料収入を上げていく。自主事業として魅力あるスポーツ教室やイベント等を開催し、参加料収入を上げていく。こういう収入源を上げていくということでございます。

歳出面では、先ほどから説明していますように、人件費の抑制、事業のスクラップ・アンド・ビルド、こういうものも含めた中で、管理運営費の節減も含めまして、質の高いサービスを提供しながら、効率的な安定的な経営を行っていく必要があると考えています。

望月委員 それでは、実務担当者として、今後の課題と対応についてどのように考えているか、お考えがあったらお聞かせいただきたいと思います。

相原スポーツ健康課長 体育協会は、県内における体育・スポーツ団体を統括した、スポーツ振興や国民の体力向上を図ることを目的とした公益財団法人でございます。県では資本

金の93%を出資しております。スポーツ振興を図るため、さまざまな事業を県にかかわって実施しているところでございます。今後も引き続き、県民の皆様方に対してサービスの提供を行いながら、さらに体育協会と連携しつつ、いい運営ができますように努力してまいりたいと考えております。

桜本副委員長 658ページ、659ページの一般会計、基本財産、預金が前期末残高6万1,000円、当期末残高6万1,000円、その下、投資有価証券、前期末残高3,192万4,350円、当期減少額ということで142万4,350円、当期末残高3,043万9,000円の部分と、スポーツ振興基金の特別残高についても説明していただけますか。

相原スポーツ健康課長 スポーツ振興基金特別残高につきましては、4億1,100万円の当期期末残高となっております。これにつきましては、平成17年度に山梨県県民スポーツ事業団と体育協会が統合した際に、山梨県県民スポーツ事業団が取得しておりましたスポーツ振興基金、体育協会が持っておりましたかいじ国体記念基金、トータルで4億5,000万円ございました。

それをどのように使っていくかということ、当時、協議いたしまして、その際に、県から補助事業を出しておりました一部の事業、例えば県下一周駅伝、県民まつり、そういうものにつきましては県からの補助金は支給せず、この基金を取り崩し中で事業を行っていくということになっております。今、4億1,100万円ということになってますが、今まで、平成17年度以降、3,800万円ぐらいの取り崩しを行って、そのようなスポーツ振興事業に充ててきたところでございます。

桜本副委員長 有価証券が減少をしているということを行っているんですが、その見方でよいのかどうかということです。これはどういう数字の見方をするのかということです。

相原スポーツ健康課長 この減額につきましては、時価評価で記載しておりましたものを、取得価格としたということでございます。

桜本副委員長 665ページに約10本の債権、社債がありますが、これはそれぞれ、いつ購入をして、每期、運用益がどうあったかということはどういう把握をされているのですか。

相原スポーツ健康課長 毎月の評価額の変動につきましては、はっきりとこれこれこういうことではないのですが、ただ、体協のほうは、経営状況について、毎月、経営者会議を開くなど、事業執行状況だとか、事業に対する評価だとかいうことをやっております。もし確認をしているのであれば、そういうところで確認をしていると思いますが、どのように確認しているのかということは、申しわけございませんが、今はわかりません。

桜本副委員長 要は、経営審査を受けているからといって、ここの場面でわからないということではなくて、ある程度、いつ購入したものがどのような形で運用益が出ているのか、運用益が出ていないのかというものを、トータルで見なきゃわからないと思うんですよね。約6億8,000万円という帳簿価格のものは一番大きいところじゃないですか。全体の会計予算の8割ぐらゐを占めている部分だと思うんですが、その部分について詳しく説明ができないというのは、ちょっとおかしい話じゃないですか。

相原スポーツ健康課長 いつ評価額がどうなっているのかという部分については、データがないの

でわからないという意味でございますので、データをそろえるようにということであれば、その辺のところはそろえるようにしたいと思います。

桜本副委員長 合わせて、先の投資有価証券の前期末残高、あるいは当期減少額、当期末残高等について、わかるように説明してもらえますか。これも有価証券ですから、合わせて何本かこの中に入っていると思うんですよね。その辺のことをやはり説明していただかないと。

相原スポーツ健康課長 データをお持ちいたしまして、御説明させていただきます。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査報告書の作成及び調査報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件は、配付資料のとおり決定された。
- ・継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県外調査を平成24年8月28日～30日に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。
- ・平成24年6月1日に実施した県内調査については、議長あてにその報告書を提出したことが報告された。

以 上

教育厚生委員長 土橋 亨